

公募内容に関する追加質問について、以下のとおり回答します。

質 問：公募要項 P.10（10）整備に関する条件等

・Aゾーンのまちづくり方針（にぎわいがあり生活利便性の高い住まいゾーン）があり具体的に、中高層の建物・小規模の飲食や店舗・併用住宅等の誘導が謳われています。その中で、堀の内西栄田線からは車両乗り入れが安全上の観点から出入りできないと標記してあります。西側の新規戸建住宅からの出入りのみとするならば、逆に新規戸建住宅街路の交通量が多くなり安全が脅かされます。又、誘導が困難になります。よって、公安委員会との出入口協議において、堀の内西栄田線からの乗り入れが許可された場合には、この車両出入り制限規定は公募要項から除外する、ということが適切だと思いますが、その考え方でよろしいでしょうか。

回 答

・公募要項の「（10）整備に関する条件等」には、あくまで戸建て専用住宅に関する制限という意味で記載しておりました。

ご指摘のとおり、店舗や福祉施設等の場合には、車両乗入口を幹線道路側からとることは、集客のためには当然であると考えられます。

よって、公募要項の記載内容について、下記のとおり一部追記し内容を更正させていただきます。

記

【現在】

・①（仮称）諫早西部線及び堀の内西栄田線の歩道を有する道路から宅地への進入は、歩行者の安全性を考慮し車両の直接乗り入れはできないため、各ゾーンの区画道路から車両乗り入れを行う必要がある。

【修正】

・①（仮称）諫早西部線、西部台1号線及び堀の内西栄田線の歩道を有する道路から宅地への進入は、歩行者の安全性を考慮し車両の直接乗り入れは原則としてできないため、各ゾーンの区画道路から車両乗り入れを行う必要がある。

ただし、専用住宅以外の用途において、歩行者の安全性が確保され、道路管理者等が認めた場合は、この限りではない。

※上記赤書き部が修正箇所を示す。

以上